



プレスリリース

令和8年3月23日
八幡浜土木事務所

国道197号（名坂トンネル）の通行規制について（期間変更）

国道197号（名坂トンネル L=294m 八幡浜市大平～保内町須川）のトンネル補修工事においては、施工中の工事に引き続き、継続工事を実施することから、以下のとおり**規制期間（第2期）を延長します。なお、規制方法の変更はありません。**

ご通行の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

1 通行規制期間及び時間

第1期 トンネル調査

~~期間：令和7年10月27日(月)～令和7年11月7日(金) 終了~~

第2期 トンネル工事

~~変更前：令和7年11月10日(月)～令和8年3月31日(火)~~

変更後：令和7年11月10日(月)～令和8年11月30日(月)（予定）

※土日、4/29～5/6、8/13～16、9/19～9/23 除く

実施時間：8時30分～17時00分

2 通行規制内容

名坂トンネル内 片側交互通行

ただし、4 t 車以上は通行できませんので迂回路をご利用下さい
(緊急車両および路線バスは通行可)

3 迂回路

大洲・八幡浜自動車道又は県道八幡浜保内線（県道249号）

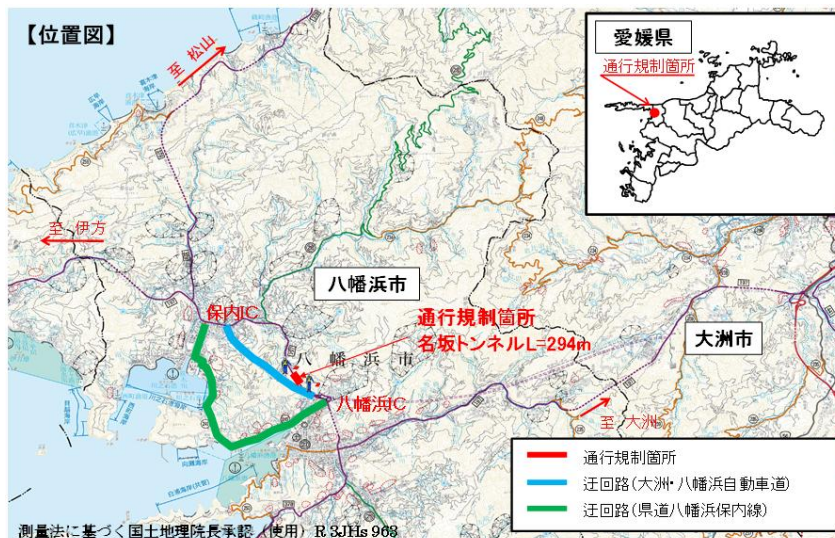
4 その他

通行規制期間のうち作業状況等により規制を行わない日があります。
また、規制期間は変更となる可能性があります。

5 問合せ先

愛媛県南予地方局 八幡浜土木事務所 道路課

0894-22-4111（内線412・414）川裾・岡田



トンネル内配置

